

令和5年3月9日招集

令和5年

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和5年3月22日)

若桜町議会事務局

令和5年第2回若桜町議会定例会（第4号）

招集年月日	令和5年3月22日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	下石 裕美
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	前田 弥生	経済産業課長	中島 毅彦

会議の顛末
本会議（3月22日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第13号 令和5年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、川上守議員。

予算審査特別委員長（川上守）

若桜町議会報告第2号 予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第13号 令和5年度若桜町一般会計予算。2. 審査の経過、令和5年3月9日開催の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月13日、14日、15日、16日、17日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審議を行ったので、審査の結果を次のとおり報告します。4. 審査の結果、当委員会に付託された議案第13号は、原案を可決すべきものと決定しました。

議長（山根政彦）

先ほど予算審査特別委員会委員長の報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

その前に、質疑は。

（暫時休憩してください。）

議長（山根政彦）

暫時休憩します。

（質疑をしない事の説明）

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

先ほどのことについては、自分だけで勝手に申しあげたことではありません。全員協議会並びに議会改革特別委員会で発言したとおりですので、そのことは申し上げときます。

町長は就任されて1年という短い期間に、施政方針でも述べられたように、町政に道筋をつけること、町民の暮らしを守ること、地域経済を活性化させることに全力を挙げてこられました。まさに町政課題が山積する中、真摯に町政に当たられてきたと思います。

しかし、今、トスク若桜店の閉鎖、観光開発事業団の今後など、問題が大きくなっています。これら課題に対応するのは大変だと思いますが、難局は必ず打開しなければなりません。官民一体で知恵と力を発揮すれば、必ず乗り越えることができると思います。私もぜひその力になりたいと思っています。

さて、令和5年度予算です。この会計については、反対箇所を除き、おおむね理解する

ところでは。

それでは、具体的な反対箇所を述べます。
款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 同和対策費中、同和対策事業費195万8千円のうち、解放同盟高野支部への補助金135万1千円であります。この金額は、令和4年度の158万2千円から23万1千円減額されていますが、精査され減額されたものと推察します。

私が問題点と指摘するのは、支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だと考えるからです。より重要なのは、同和対策特別事業は当該地区の特別法である地域改善対策特別法が2002年3月末で失効しており、もはや法的根拠を失っていることです。なかんずく、このまま補助が続けば地区の固定化にもつながりかねません。

また、差別事象はあってはなりません、仮に発生したとしてもそれは自己批判、相互批判で正すべきであり、差別事象がある限り事業を続けるというのは疑問です。もはや同和対策事業継続に道理はなく、全ての場面で同和行政を終結させ、1日も早く一般行政に移行すべきではないでしょうか。

以上で本議案の反対討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり

可決されました。

日程第2

議案第14号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第16号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第21号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第22号 令和5年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を一括して議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、川上守議員。

予算審査特別委員長（川上守）

若桜町議会報告第3号 予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第14号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第16号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第21号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第22号 令和5年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2. 審査の経過、令和5年3月9日開催の本会議において当委員会に付託された上記案

件を審査するため、3月13日、14日、15日、16日、17日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は、原案を可決すべきものと決定しました。

議長（山根政彦）

ただいま委員長の報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第14号から議案第23号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第23号までは、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3

議案第31号 若桜町個人情報保護法施行条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第32号 若桜町印鑑条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第33号 若桜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第34号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第35号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第36号 若桜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第37号 若桜町家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第38号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり

可決されました。

日程第11

議案第39号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。

議長(山根政彦)

反対ですか。賛成ですか。

議員(中尾理明)

反対です。

議長(山根政彦)

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

私は、議案第39号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

この改正は、氷ノ山キャンプ場の利用料金の改正です。改正後はオートサイト2種類、いずれも改正前の休憩料金が2倍の3,600円とし、氷ノ山バンガローの休憩料が1,600円引上げの3,600円とされるものです。

新しい指定管理者の下でキャンプ場利用者に快適なスペースとして利用してもらうことは当然ですが、料金引上げには反対です。

また、条例改正を知らない町民や町外利用

者にとって利用料金引上げについて理解することは困難です。この間の課の説明で、キャンプ場が一新することについては歓迎するものですが、今回の引上げを伴う条例の一部改正には賛成しかねます。

以上で討論終わります。

議長（山根政彦）

ほかに討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第40号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり

可決されました。

日程第13

議案第41号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第42号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第43号 若桜町課設置条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町氷ノ山関連施設)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定(道の駅若桜 桜ん坊)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第46号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第47号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

議長 (山根政彦)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第48号が提出さ

れました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第48号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第48号 若桜町教育委員会教育長の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第48号 若桜町教育委員会教育長の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会教育長に任命したいと思えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

住所、八頭郡若桜町大字三倉〇〇番地、氏名、盛田恭司、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

なお、任期は令和5年4月2日から令和7年10月3日までとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20

陳情第19号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情、陳情第2号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書、陳情第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情書、陳情第4号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書、陳情第5号 安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める「意見書」採択を求める陳情を、一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第4号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第19号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。

2. 審査の経過、令和5年3月9日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報

告します。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第19号は不採択とすべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第5号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情。2の審査の経過は同文です。割愛させていただきます。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第6号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第2号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書。2の審査の経過は同文です。割愛します。

3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第2号は不採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第7号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情書。2. 審査の経過、同文です。割愛します。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第3号は不採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第8号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第4号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書。2. 審査の経過、同文です。割愛させていただきます。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第4号は不採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第9号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第5号 安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算を回すよう求める「意見書」採択を求める陳情。2の審査の経過は同文です。割愛

します。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第5号は不採択すべきものと決定しました。以上です。

議長（山根政彦）

ただいま委員長から報告がありました。
質疑を省略し、これより討論に入ります。
討論は区分して行います。

陳情第19号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。原案賛成です。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第19号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情に賛成の立場で討論します。

沖縄県は、基地の中にまちがあると例えられますが、米軍機による騒音、危険物の落下の危険に日々さらされていると言えます。2017年12月7日、宜野湾市の緑ヶ丘保育園に米軍ヘリコプターのプラスチック部品が落下しましたが、園庭から僅か50センチのところ、長さ10センチ、重さ213グラムの部品が、子どもたちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしいと陳情者は述べていますが、その思いは痛いほどよく分かります。

同じ年、12月13日、普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリコプターから重さ7.7キログラムの窓枠が落下する事故があり、衝撃により跳ねた小石が、児童1人に当たり軽傷を負わせました。その後も民家玄関先に米軍機か

ら水筒落下の事故も起きています。

若桜町も、米軍機などの低空飛行が日常化していますが、同じような事故の発生が、いつ発生してもおかしくありません。

また、普天間基地が隣接する普天間第二小学校敷地の一部から、国基準暫定目標1リットル当たり50ナノグラム以下に対して、29倍に達する有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）が検出されました。

この化学物質は、米軍の泡消火剤に含まれ、米軍は泡消火剤を訓練で使い、基地外への流出事故も起こしています。米軍は立入りを求める沖縄県に対し、自らの責任は棚に上げ、日本による除去を求めたというから驚きです。

このPFAS（ピーファス）は人間の体内に蓄積すると、がん、低体重児出産のリスクが高まると言われています。このまま米軍の言うままに時が経過するなら、汚染が拡大する恐れもあります。

このようなことは決して許されるものではありません。日本政府は米軍の汚染状況を調査し、米軍に改善を求めるべきです。陳情された与那城千恵美さんは、憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請しますと締めくくっていますが、私は、このような沖縄の現実を変えるために、議会は陳情内容を支持し、意見書を上げることが必要だと考えます。

以上、本陳情に対する賛成討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第19号は、委員長報告のとおり不採

択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

はい。賛成討論です。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。若桜町は昨年から子育て支援、保護者の経済的負担軽減を目的とした学園の給食費を無償化しました。

県内では、若桜町を含め5町が無償化を実施していますが、それはそれぞれの町財政が安定しているからではないと思います。実施自治体は食を大切にすることを通じて、将来を担う子どもたちが、健やかに成長する教育目標を達成する大事な施策として行われているものと考えます。

県内では、まだ少数の町でしか実施していませんし、全国的には圧倒的多くの自治体の実施されていません。公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で学校給食を無料にすることは国の努めではないでしょうか。

現在は若桜町ほかの独自施策の無償化ですが、国の予算で無償化ができれば町財政に寄与するものとなります。

昨年6月のある報道によると、当時の末松

文部科学大臣は、小中学校給食無償化に必要な予算は年間4,386億円と国会答弁しています。国は5年間で43兆円もの莫大な予算をつぎ込んで大軍拡に突き進もうとしますが、国の決断次第で学校給食の無償化を実現できるものと考えます。以上で本陳情への賛成討論を終わります。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第2号「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

はい。賛成討論です。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、陳情第2号「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。

岸田内閣は、国民世論を無視し国会にも諮らず、安保関連3文書を閣議決定しましたが、5年間で防衛費を43兆円、規模を2倍化する大軍拡計画です。そして、国家防衛戦略として敵のミサイル発射基地などを攻撃する敵基地攻撃能力を保有することを明記しています。

今開かれている国会では、それを裏づけるように浜田防衛大臣が射程1,600キロメートル以上と言われるトマホーク400発を一括購入するなどの攻撃兵器の準備を急いでいます。このような軍事対応は、これまで歴代政府は他国に脅威を与えるような武器を持たない、相手の基地を攻撃しないとしてきた専守防衛をかなぐり捨てたものと言わなければなりません。

岸田内閣は戦争抑止を目的とするものとしていますが、大軍拡は逆に相手国からの報復攻撃を自ら招くものと言わざるを得ません。防衛省は3月18日、3文書に基づく具体化として、早速、石垣島駐屯地にミサイルなどの弾薬を搬入しました。沖縄、鹿児島に基地のある島々の住民は、戦争が始まれば戦火に見舞われると怒りの声を上げています。

軍事対軍事では戦争の危険を高めるだけです。戦争を起こさないための外交に知恵と力を尽くすことが政治の責任であると考えます。このまま岸田内閣の大軍拡を許すなら、日本が焦土に化す危険は避けられません。このような計画は直ちに撤回すべきであり、本陳情に賛成するものです。

議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論です。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。

この間、保育園での子どもの事故死、虐待などの事件が相次いでいますが、この背景、原因として保育士の配置基準の改正がなされていないことにあり、保育園の厳しい環境の下で働く意欲を失う保育士、不足の状態化があります。

4月に発足するこども家庭庁の予算に4、5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれましたが、対象となる施設は定員121名以上で、保育士の平均勤続12年以上が条件で、当てはまる施設は全保育所の僅か4%しかありません。

岸田首相は年頭の記者会見で異次元の少子化対策を実現すると宣言しましたが、国会で野党から子ども予算の2倍化はいつ実現する、実施するのかと問われて、6月までに大枠を

示すと言うだけで口先だけの2倍化だと批判が続いています。

朝日新聞3月19日社説は直近の岸田首相記者会見について、首相は保育サービスの良質両面からの強化も強調した。だが、10年来の約束である保育士の配置基準の改善などの3,000億円については何も述べなかったと伝えています。この課題は待ったなしであり、劣悪な保育士の配置の最低基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要であると考えます。

以上で、本陳情の賛成討論を終わります。

議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第4号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第4号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。

長引くコロナの影響等により、国内農産物の価格は総じて低迷し、昨年の2022年産米は3年連続の暴落となりました。しかし、これに対するきめ細かい農家支援策は講じられていないと言わざるを得ません。

逆に、減反対策として制度化された水田直接交付金の見直しを強行しようとしています。交付金が打ち切られれば減反に協力し、畑作物の生産に励んでおられる関係農家にとって、その支えの梯子を外されるに等しいものです。政府は、3年連続の米価暴落に対し、米の市場からの隔離による米価安定の努力もせず、77万トンのミニマムアクセス米を国産米より高い60キロ当たり1万4,000円の米をアメリカから輸入し、乳製品も13万5,000トン外国から輸入しています。これでは米農家、畜産・酪農家も経営が成り立たず倒産・離農に拍車がかかることは火を見るより明らかです。

コロナ、ウクライナ危機で、輸入に頼る日本の食料生産と供給体制の脆弱さが露呈し、食料需給率38%という低さは、食料危機が目前に迫っていると認識すべきです。燃油、飼料、肥料、生産資材の高騰が関係農家に直撃しています。政府にはこれへの即座の対応が必要であり、その他、農業、畜産・酪農業の諸課題解決の責任があります。

私は陳情4項目を政府に求めることに賛同するものです。以上で本陳情への賛成討論を終わります。

議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。

陳情第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第5号 安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、くらしと福祉に予算を回すよう求める「意見書」採択を求める陳情について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

賛成討論です。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、陳情第5号 安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、くらしと福祉に予算を回すよう求める「意見書」採択を求める陳情書について、賛成であります。

賛成理由は、先ほど陳情2号の賛成討論と同趣旨なものでありますので、この場での内容の説明は省略させていただきます。以上で討論を終わります。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

議員 (山本安雄)

はい。

議長 (山根政彦)

賛成討論ですか。反対討論ですか。

議員 (山本安雄)

原案賛成です。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員 (山本安雄)

先ほど中尾議員がおっしゃったとおりではありますが、今現在の世界の情勢を見ると、決して安心・安全な状況かということ、そうではない、非常に危険な状況であるということは、承知はしております。しかしながら、専守防衛と言いながら、敵地攻撃能力を保有するというのが今の日本国憲法に合致しているのかどうか、甚だ国民の理解も得られていないと判断はできるところであります。

また、財源につきましても明らかなものはまだありません。これからどんどん高齢化していく日本において、果たしてどういう形で財源確保していくのか、その辺りの議論もまだ足りていないと判断します。よって、原案に賛成をいたします。

議長 (山根政彦)

ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第21、

議員提出議案第2号 若桜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

議員提出議案第2号 若桜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

別紙のとおり、若桜町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月22日提出、提出者 若桜町議会議員川上守、賛成者 若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

提出の理由、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体に直接適用される個人情報の保護に関する法律の規定が、地方議会は原則として適用対象外となっている。

しかしながら、地方議会としては、法の改正後も個人情報の適正な扱いを確保する責務を課せられていることから、若桜町が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした、若桜町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

概要につきましては、記載のとおりであります。施行日は令和5年度4月1日からとしております。よろしく願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第22

議員提出議案第3号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

議員提出議案第3号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月22日提出、提出者 若桜町議会議員川上守、賛成者 若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

提出の理由、若桜町課設置条例の一部が改正されることにより、所要の改正を行うものです。

概要につきましては、現行が地域整備課となっておりますが、改正後、地域整備課、地籍調査課に改正するものであります。

施行日は、令和5年4月1日からとしております。よろしく願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第3号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案の
とおり可決されました。

日程第23

「閉会中の継続調査」について、を議題と
します。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営
委員会並びに各特別委員会から、会議規則第
75条の規定により、お手元に配布しました
申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が
あります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査
とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉
会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条
の規定により、お手元に配布しました議員派
遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回若桜町議会定例会を閉会し
ます。ご苦労さまでした。

午前10時47分 閉会